

勝浦町教育大綱（第3期）

1 大綱の位置付け

勝浦町教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、勝浦町の教育、学術及び文化の振興に関する施策の方針を明らかにするものです。勝浦町のまちづくりの最上位計画である「勝浦町第六次総合計画」に則り、基本理念や基本目標を定め、「勝浦町教育基本方針」に基づき、施策の推進に取り組みます。

2 計画期間

第3期の計画期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間とします。
(国・県の動向や勝浦町を取り巻く状況に応じて適宜見直しを行います。)

3 基本理念

未来を担う人づくり

～ 将来を担う子どもたちの健やかな成長と

生涯にわたって活力ある地域社会の実現を目指して～

4 基本目標

○ ふるさと教育の推進

ふるさと「勝浦町」への誇りと愛着を醸成し、ふるさとの発展を願い、ふるさとを大切にする人づくりを推進します。

- ・ 「勝浦町」への誇りを醸成
- ・ 学校教育と社会教育の連携
- ・ 特色ある授業の推進

○ 学校教育の充実

将来を担う子どもたちの確かな学力の向上、健やかな体づくり、豊かな心、を育む教育を推進します。

- ・ 確かな学力の向上
- ・ 豊かな心を育む教育の充実
- ・ 健やかな体の育成
- ・ 教育環境の整備

○ 人権教育の推進

基本的人権への正しい理解を深め、互いを尊重する思いやりの心を育む、教育を推進します。

- ・ 人権教育、啓発活動の推進
- ・ 人権問題に対する支援の体制整備

○ 文化・芸術・スポーツの振興

全ての町民が、心身ともに健やかで生涯にわたり学べる環境づくりを推進します。

- ・ 文化・芸術団体の育成支援
- ・ 町内文化遺産の適切な保存と次世代への継承
- ・ スポーツを通じた健康づくり及びスポーツの振興
- ・ 指導者の育成と環境の充実